

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例（埼玉県条例第十四号）（保健医療政策課）

一 趣旨

県立病院の地方独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人評価委員会に関し必要な事項を定めるための条例の制定

二 内容

(一) 地方独立行政法人評価委員会の名称

名 称	地 方 独 立 行 政 法 人
埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	公立大学法人埼玉県立大学
埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人埼玉県立病院機構

(二) 条例で規定する事務（県立大学はウのみ）

- ア 中期計画の作成又は変更に係る認可に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること
- イ 毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること
- ウ その他業務運営に関する事項のうち知事が必要と認めるものに関し、意見を述べること

三 施行期日

令和二年四月一日